

委員長から示された「統計的な精査の視点」 からの整理について

○ 建設工事統計の全体像

・ 建設工事施工統計調査、建設工事受注動態統計調査の概要

(建設工事統計調査 国土交通省ホームページ及び調査計画から)

1. 調査の目的
建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とする。
2. 調査の対象
 - [1]建設工事受注動態統計調査
建設工事施工統計調査において前々年度完成工事高が1億円以上の業者から、完成工事高規模に応じて抽出した約1万2千業者が受注し、国内で施工される建設工事。
年間完成工事高が比較的大きい建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの(以下「大手50社」という。)が受注し、国内及び海外で施工される建設工事。
 - [2]建設工事施工統計調査
建設業許可業者のうち国土交通大臣の指定したもの(以下「施工調査指定建設業者」という。)及び施工調査指定建設業者の施工した建設工事。
 - 大臣許可：全数
 - 知事許可
 - ・資本金又は出資金が3,000万円以上の業者：全数
 - ・「舗装」、「板金」、「さく井」の許可を有する業者：全数
 - ・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定(※)して抽出(都道府県別に均等抽出)：1/1～1/106

※抽出率の設定方法
全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、6つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグループは全数抽出とし、残りの5つのグループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定
～(略)～
4. 調査の時期
 - [1]建設工事受注動態統計調査 毎月1日から末日
 - [2]建設工事施工統計調査
決算期が3月31日である建設業者にあつては毎年3月31日、その他の建設業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期までの1年間(就業者数については、7月1日現在)
5. 調査の方法
 - [1]建設工事受注動態統計調査
(大手50社以外の対象業者)
毎月末日現在までの受注状況等を翌月10日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同月20日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。
(大手50社)
毎月末日現在までの受注状況等を翌月20日までに国土交通大臣に申告。
 - [2]建設工事施工統計調査
毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。
～(略)～

・建設工事受注動態統計調査の現状の作成プロセス (特に集計を中心とした業務実態、ドキュメントの内容)

1/19 統計委員会 国土交通省提出資料から抜粋

- 二重計上は、プログラムによる推計の改善と手作業による調査票の集計の不整合による可能性が高い。この不整合を長年チェックし切れなかった理由。
 - ・ 作成プロセスに係るマニュアル整備の状況
 - ・ プログラムと集計結果のチェックの方法
 - ・ プログラムの仕様書のチェック、見直しの頻度

①検証委員会報告書の記載

＜不整合を長年チェックしきれなかった理由＞

「調査の各段階における一つ一つの手続きが最終的な統計の作成にどのような影響を及ぼすかを精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもそうした役割を持つ担当者がいなかったことに起因していると認められる。」(第5章 第22イ、p37)

＜作成プロセスに係るマニュアル整備の状況＞

「担当者が個々に作成する個別の引継書をもって「担当者が異動しても手順やノウハウが承継され、統計作成のポイントや手順等が整理された文書」ということができるのかは疑問なしとしない。」(第4章 第24イ、p22)

「集計方法を含めた業務マニュアルが作成されていれば、制度設計を見直す者においても、当該マニュアルを確認することで具体的な集計方法を把握することができ、制度設計の見直しに活用できるのであって、集計方法も含めた業務作成マニュアルの作成も重要である。」(第7章 ②、p42) 2

＜プログラムと集計結果のチェックの方法＞

＜プログラムの仕様書のチェック、見直しの頻度＞

推計方法の変更によって合算が過大推計を引き起こすことが発見されないまま、検討が進められて、総務大臣から承認がなされ、その後の集計プログラムを発注する際も、過大推計になることに気が付かないまま、平成25年4月分から推計方法が変更されて統計が公表されることとなった。」(第5章 第2イ、p37)

②国土交通省の統計部局の見解

- 建設工事受注動態統計(甲調査)の作成プロセスに係るマニュアルは存在するが、国土交通省内で行う集計の手順を記したものです。また、当該マニュアルは統計センターと共有しているものではありません。
- 推計プログラムは、推計変更時にプログラムの変更が必要となる際は、国土交通省の担当係内で作成した依頼書(事務連絡)を統計センターへ発出しプログラム変更を依頼していますが、毎年プログラムの仕様書のチェックを行っているものではありません。
- 集計結果のチェックは、国土交通省が自ら作成した公表用資料と統計センターの算出した結果数値を突合して誤りがないか確認をしております。また、統計センターでは、センター内でプログラム等に誤りがないか基礎的な確認を行っています。なお、結果数値の妥当性に係る分析的な審査については、国土交通省で行っております。

○ 本国土交通省の対応に係るプロセスの検証。

- ・ 遅延調査票の取り扱いを決めた調査計画
- ・ 調査票回収から、審査及び調査票修正・集計システムへの必要な情報の流し込み、集計、集計結果審査、公表までのプロセスがどのくらいの期間、どのくらいの人員、どのように行われていたか

①検証委員会報告書の記載

「建設受注統計に關与するレポートラインは上記第2のとおりであるが、建設受注統計に關する定期的な業務(いわゆるルーティンワーク)は以下のとおりである。建設受注統計調査では、抽出された建設業者がある月分の実績を記載した本件調査票を当該実績があった月(以下「実績月」という。)の翌月10日までに都道府県に送付し、都道府県はこれを実績月の翌月20日までに本件統計室に送付することとされている。なお、建設業者から本件調査票が本件統計室に直送されてくることもある。

本件統計室は、その本件調査票について、以下の①～⑥の作業によって統計データを作成する。

- ① 調査票に誤記がないか等を目視で確認し、必要な修正作業を行う。
- ② ①が完了した本件調査票を OCR で読み込み、テキストデータ化する。
- ③ 電子データで提出された調査票についてもテキストデータ化する。
- ④ ②及び③で作成されたテキストデータを、エラーチェックシステムに通してチェックし、必要な修正を行う。
- ⑤ ④で作成されたデータをアップロードする。
- ⑥ ⑤でアップロードしたデータを独立行政法人統計センターがダウンロードして確認し、必要に応じて本件統計室に照会を行った上で集計データを作成し、本件統計室に送付する。

なお、時期による変化もあるものの、上記の作業は、②と⑥を除き、基本的に本件統計室の担当係長、担当係員又は期間業務職員によって行われている（かつては②も担当係長以下によって行われていたが、現在は外注業者によって行われている。）。ただし、ヒアリングによると、①の作業を担当課長補佐が手伝っていた期間もあったとのことである。」
(第3章 第3 1、p 10)

②国土交通省の統計部局の見解

- 建設工事統計調査に係る調査計画においては、「7 報告を求める期間」の項目があり、調査票の提出期限を「翌月 10 日」と記載しているのみであり、遅延調査票の取扱いに係る記載はない。
- 調査計画書上、調査対象事業者は翌月 10 日までに都道府県へ提出を行うこととなっており、都道府県は建設工事統計調査規則第 12 条に規定された期限である同月 20 日までに国土交通省へ提出することとなっている。国土交通省は調査計画で記載された公表期日の翌々月 10 日に公表を行うよう作業を行う。すなわち、事業者は調査対象期間終了の 10 日後までに都道府県へ、都道府県は事業者から報告期日の 10 日後に国へ送付する必要がある。国も調査票の仕分けや OCR への読み込み、データチェックの上、統計センターでの公表数値の演算を含め、20 日間で作業を行っている。
- 国土交通省において、建設工事受注動態統計調査に係る作業に従事する職員は現在 2 名となっている。(OCR への調査票読み込みについては、業者への作業委託も行っている)

1/26 統計委員会 国土交通省提出資料から抜粋

●建設工事受注動態統計調査の令和 3 年 4 月以降の推計方法の説明の意味を期限後提出調査票の扱いに注目して具体的に説明して欲しい。①月次には遅延分は一切含まれていないのか②年計には遅延分は一切含まれていないのか③年度計には遅延分をどのように反映しているのか④年度計の公表とともに、月次、年計の改訂を行うのか。

- 都道府県に対して合算処理をやめるよう指示した以後も、一部都道府県において合算し、手書きで書き換えを行っている可能性がある調査票が確認されており、今後、精査して参りたいと考えております。

●都道府県ではどこの部署が実地調査を担当しているのか。その部署は、建設工事受注動態統計以外にどのような業務を担当しているのか。その部署には通常、1年間を通じてどのような方法や頻度で連絡、情報交換、研修等を行っているのか。

- 都道府県では、主に建設業所管部局が担当しており、当該部局では、建設業法に基づく許認可や指導監督等を行っているものと認識しております。
- 建設工事受注動態統計調査の関係では、毎年度担当者会議を開催しているほか、法定受託事務として都道府県が実施する業務（年度当初の調査票の対象業者への配布、毎月の調査票の回収、形式的な調査票の審査、本省への調査票の送付等）についての連絡調整を行っております。

●調査は、郵送、調査員、オンラインが併用されているとのことだが、3種類の調査方法はどのように分けているのか。実際の調査事務の処理は都道府県自身が行っているのか。委託しているのか（郵送の発送・回収・督促は、調査員の任命は。）。

- 郵送（紙の調査票による回答）かオンライン（オンライン調査票による回答）については、調査開始時に調査対象事業者が選択することができます。調査員による方法は一部の自治体で実施されており、調査票の回収・督促等の事務を行っています。
- 法定受託事務として都道府県が実施する業務（年度当初の調査票の対象業者への配布、毎月の調査票の回収、形式的な調査票の審査、本省への調査票の送付等）については、原則として都道府県自らが行っておりますが、一部都道府県においては、市区町村に業務を委託している場合もあるものと承知しております。

●オンラインで回答を提出した調査対象について、都道府県からの督促が重複しないように、どのようにして調整をしているのか。

- 都道府県からの督促が重複しないよう、オンライン調査により回答があった調査対象業者の情報については、国から都道府県に対して情報提供を行っております。

●都道府県から提出された調査票は誰がどのような方法で入力しているのか。正しく入力が行われたか、どのようにして確認しているのか（回収枚数と入力結果枚数との照合確認、取り込み精度の確認、データチェックなどの処理はどのように行っているのか）。
集計結果はどのように確認しているのか（集計対象が回収数と合っているか、異常はないかなどの確認）

- 都道府県から郵送された紙の調査票については、国の委託業者が、光学式文字読取装置を使用して読み取りを行います。
- 回収枚数と入力結果枚数については、読み取り作業の終了後に、調査票の枚数と入力されたデータの結果との突合を行っています。
- 取り込み精度の確認については、光学式文字読取装置の識字エラー頻度を調整し、疑義のある記載がある場合には光学式文字読取装置を停止させ、その都度記載内容の確認を行っております。
- データチェックについては、紙の調査票を読み込んだデータとオンライン調査票のデータを統合した上で、国の職員がエラーチェックシステムに取り込み、エラーの修正処理を行っています。

●集計乗率はどこで計算しているのか。集計乗率の元となるデータには何があり、それをどの段階で反映しているのか。

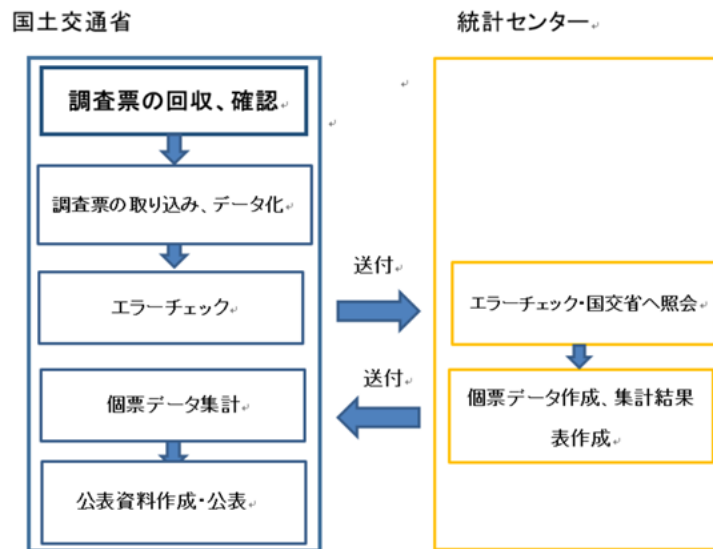
- 集計乗率は、
 - ・ 抽出率については、毎年度の調査対象業者の抽出時に、国土交通省において集計乗率を決定しており、
 - ・ また、回収率については、毎月の調査票回収データの集計時に、統計センターにおいて決定しており、毎月の公表データに反映されています。
- 集計乗率の元となるデータとしては、建設業許可業者名簿、施工統計対象者名簿、受注統計対象者名簿、各月の回収業者名簿があります。

●入力されたデータであっても、重複や白紙などで集計除外が生じることなどもありうるが、それらは復元倍率に使用する回収率に適切に反映されるのか。

- 例えば、同一の事業者が紙の調査票とオンライン調査票の両方を提出して重複が生じた場合などには、エラーチェックシステムにおいて重複エラーが表示されるため、片方を除外して重複を排除する処理を行っております。
- また、建設工事受注動態統計調査では、受注実績が0の場合は受注高の欄を空欄で提出することを認めているため、その場合には回答事業者として回収率に組み込まれません。

●集計は統計センターに委託し、データは国土交通省で入力していると承知しているが、どのような役割分担となっているか。国土交通省でどのように処理をして、どのようなデータを統計センターに渡しているのか。(ボックス図)

○ 国土交通省と統計センターの役割分担は概ね以下の通りとなっております。



●データの入力前処理、入力・チェック、合算・集計などプロセス全体を通じた説明資料は毎年作成されているか。説明資料の改訂は毎年行われているか。どの程度の頻度で行われるのか。変更される場合には、全体が一括して変更するのか。部分だけ見直すのか。

○ 統計プロセスに係る資料は、直近では、担当者の引継ぎ資料として作成されており、適宜更新されております。

●磁気媒体の個票データおよび集計結果データはどこで保存しているのか。どのようなファイル（種類、時期）が存在するか、具体的に列挙してほしい。入力済み個票データ、集計時の中間ファイル、集計結果データファイルは保存期間が過ぎたら必ず消去しているのか。統計センターにはコピーが保存されていないのか。

○ 個票データと集計結果データは、国土交通省のファイルサーバーに保存しています。具体的には、大きく分けて、

- ・電子調査票データ
- ・統計センターから提供される公表データ及び集計結果データ
- ・国土交通省のシステムで作成される集計結果データ（公表資料の各種帳票）の3種類です。

○ 国土交通省では、建設工事統計調査規則に基づき、平成 21 年度以降の電子データについては、永年保存することとされております。

○ 統計センターにおいては、当方からの依頼により個票データの保存期間は次年度の年度計までとしており、保存期間終了後はデータを消去していると聞いております。また、その他のデータは毎月の結果審査完了後にデータが削除され保存されておりません。

●過去の毎月、毎年の回収率、復元率等のデータは保存されているか。

○ 少なくとも平成 21 年度分以降の電子データは保存されています。

・作成プロセスに関する情報公開の現状

(建設工事統計調査 国土交通省ホームページから)

○調査の結果

1. 推計方法

[1]建設工事受注動態統計調査

■令和3年4月以降の推計方法

(令和2年1月～令和3年3月までは参考値として再集計)

調査結果については、建設業許可業者全体への復元(母集団推定)を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。

建設工事受注動態統計調査は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査の回答業者の中から抽出を行っている。

この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数、建設工事受注動態統計調査の回収率の逆数及び建設工事施工統計調査における未回答業者の欠測値補完方法(※)に基づく乗率を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出(復元)する。

(※)建設工事施工統計調査の未回答業者の欠測値補完方法は、行政記録情報(経営事項審査結果)を活用して補完を行った後に、残った部分に関して経済センサスとの照合結果を踏まえたウェイトの調整により補完を行う。

また、報告者のやむを得ない事情等により提出期限から遅れて提出があった調査票については、可能な限り当月分の調査結果に反映させるよう柔軟な運用を行っているところであるが、それでも間に合わない調査票については、毎年度の年度報の公表に合わせて適及改定を行い反映することとする。

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

なお、本推計方法の変更は、令和2年10月30日の第8回統計委員会評価分科会でも報告している。

■平成25年4月以降の推計方法

(平成24年1月～平成25年3月までは参考値として再集計)

調査結果については、建設業許可業者全体への復元(母集団推定)を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数及び回収率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出(復元)する。

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。

なお、本推計方法は、平成23年9月の統計委員会からの答申(府統委第115号)に基づき、よりの確な推計を行うために変更しています。

■平成12年4月～平成25年3月までの推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元(母集団推定)を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出(復元)する。(未回答業者は実績なしとして取り扱う。)

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。

...

○その他

1. 季節変動修正済額

[1]建設工事受注動態統計調査

【2020年1月公表(2019年12月分)以降】

これまでは公表系列においてすべてに季節調整を行っていましたが、要因分析が行えるよう、内訳合計が総計と一致するように変更しました。

・季節調整法の変更について

【2012年1月公表(2011年12月分)～2019年12月公表(2019年11月分)】

時系列分析の利用に供するため、大手50社分については、原数をセンサス局法により季節変動修正した系列を作成し公表しています。なお、2012年1月公表(2011年12月分)より、東日本大震災の影響等を今後的確に捉える事などを目的とし、季節調整法をX-11からX-12-ARIMAに変更しています(全期間を対象)。従前のX-11による季節調整値は2011年12月分公表に併せて公表しています。

・季節調整法の変更について

・スペックファイル、変更の影響等について

・ 令和3年4月分からの新推計方式の妥当性の確認

○ 影響範囲

・ 建設工事受注動態統計調査集計結果の誤りの影響とその範囲

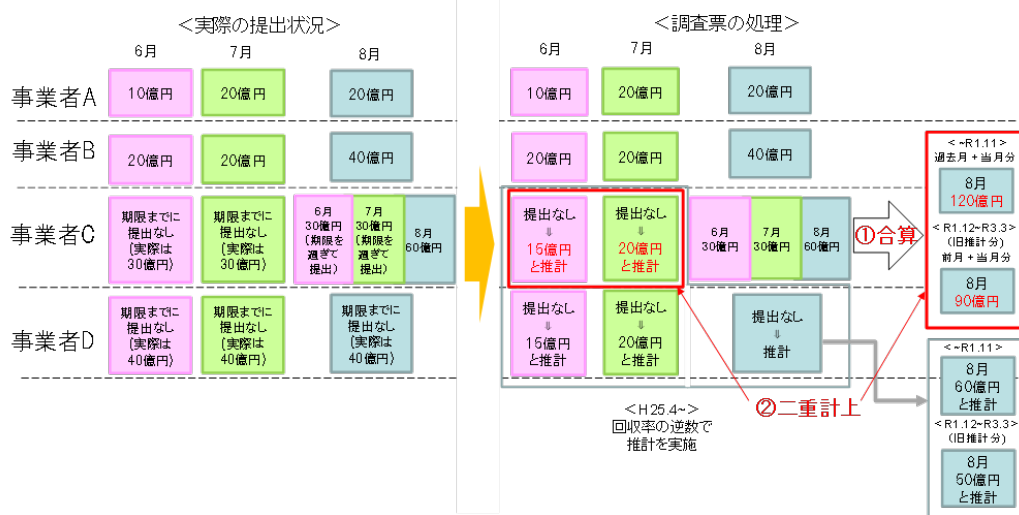
1/26 統計委員会 国土交通省提出資料から抜粋

●本件合算処理を行なった月について、その月の欠測値の補完値が過大評価されている点が認識されていない点が気になります。欠測値の補完処理を行うようになった結果として、当該報告企業のデータだけでなく、統計全体の精度にも影響するようになっている点は重要な論点だと思います。

○ご指摘を踏まえまして、先日公表した資料において、「事業者D」に係る記述を追加させて頂きました。

①④⑤過去月分の合算及び③二重計上について

- 期限を過ぎて過去月分の調査票がまとめて提出された場合、提出月に合算(①)
- 期限を過ぎた過去月分について、平均的な受注額を与えてしまったため、二重計上が発生(②)



※「統計部門において把握している建設工事受注動態統計調査についての不適切な処理等について」(令和4年1月14日) 参考資料 P4 抜粋

●建設総合統計は、第1面の受注高ではなく、第2面の個別工事のデータを使用しているとのことだが、そうであれば、今回の受注動態統計に関する問題は、建設総合統計に影響するのか。影響するとすれば、どのような計算処理等を通じて影響するのか(建設総合統計に建設工事受注動態統計のデータがどのように使われているのか)。

○また、建設総合統計は、この建設工事受注動態統計等に基づく元請受注高等をもとに、毎月の出来高、すなわち、工事完成部分に対応する建設投資額を推計しているため、まずは、建設工事受注動態統計調査を適正な姿に改定することが重要と考えております。

○このため、今後、この検討会議において、建設総合統計の取扱いも含め、検討して参りたいと考えております。

●建設工事受注動態統計調査の結果は、法令上どのような利用がされているか。把握している利用方法をすべて列挙してほしい。今回の問題はそれらに影響はあるのか。

○建設工事受注動態統計調査は、内閣府の月例経済報告や、建設総合統計、中小企業庁のセーフティネット保証における業種指定等に用いられているものと認識しております。

●令和3年4月から建設工事受注動態統計の推計見直し後の結果（改訂結果）を公表しているが、改訂結果は従来の系列に比べてどのような差や傾向があるのか。おおよその方向性や差異の規模感を教えてほしい。

- 令和3年4月分からは、新たな推計方法を採用し、令和2年1月分まで遡って参考値を公表しております。
 - 具体的には、建設工事施工統計調査においても、無回答事業者が約4万事業者存在し、回収率が60%程度であったことから、その欠測値を補完する見直しを行うこととし、これに合わせて建設工事受注動態統計調査においても推計方法の見直しを行っています。
 - その結果、従前の公表値と新たな推計方法による参考値を比較すると、令和2年度の受注高は、従前の公表値が79.6兆円であるのに対し、新たな推計方法による参考値は103.0兆円へと増加しております。
- ※ なお、これらの数値については、建設工事受注動態統計調査における不適切な処理の影響を受けている点に留意が必要です。

○ 人材面／ガバナンス面

・ スタッフの統計業務の経験、データ処理・推計方法に関する知識等の程度

国土交通省報告書から抜粋

① 業務過多の解消

本件各問題の背景には、本件統計室における慢性的な業務過多があったものと考えられる。そして、その業務過多は本件統計室への所属人員の数の問題ではなく、必ずしも十分に業務を遂行できない職員も配置されていた結果、一部の職員に業務が集中するという形で生じていたものと考えられる。

そのため、見せかけ上の所属人員の数ではなく、業務を遂行するために必要十分な数の人材が適切に配転されるという形での人員配置を行い、業務過多の解消を行うことが必須と考えられる。また、上記のような過去の人員配置の背景には、人事政策における統計業務の軽視があるように見受けられるところ、統計業務の重要性を認識した上での人員配置がなされるべきである。

② 職員の専門知識の習得

本件合算問題及び本件二重計上問題の背景には、本件統計室の職員が統計についての十分な知識を有していないことがあると考えられる。

・・・

・ 国土交通省における統計担当の配置の考え方

1/16 統計委員会国土交通省資料から抜粋

○ 本国土交通省の対応に係るプロセスの検証。

- ・ 遅延調査票の取り扱いを決めた調査計画
- ・ 調査票回収から、審査及び調査票修正・集計システムへの必要な情報の流し込み、集計、集計結果審査、公表までのプロセスがどのくらいの期間、どのくらいの人員、どのように行われていたか

① 検証委員会報告書の記載

(略)

② 国土交通省の統計部局の見解

(前略)

- 国土交通省において、建設工事受注動態統計調査に係る作業に従事する職員は現在2名となっている。(OCR への調査票読み込みについては、業者への作業委託も行っている)

国土交通省報告書から抜粋

③ 業務過多の解消

本件各問題の背景には、本件統計室における慢性的な業務過多があったものと考えられる。そして、その業務過多は本件統計室への所属人員の数の問題ではなく、必ずしも十分に業務を遂行できない職員も配置されていた結果、一部の職員に業務が集中するという形で生じていたものと考えられる。

そのため、見せかけ上の所属人員の数ではなく、業務を遂行するために必要十分な数の人材が適切に配転されるという形での人員配置を行い、業務過多の解消を行うことが必須と考えられる。また、上記のような過去の人員配置の背景には、人事政策における統計業務の軽視があるように見受けられるところ、統計業務の重要性を認識した上での人員配置がなされるべきである。

・ 今回の事案に関する統計幹事、分析審査官の活動状況、今後の在り方

1/16 統計委員会国土交通省資料から抜粋

○ 今回の事案において、国土交通省における分析審査官は、どのように機能したのか。

① 検証委員会報告書の記載

「…最後に、統計分析審査官について触れておきたい。令和元年に統計分析審査官が内閣官房から各府省に派遣されることとなった。今後公表される統計の審査の徹底と誤り発覚時の対応指揮等を担うポストであるとされているが、現段階で機能しているとは思われない。それまでに統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無であった職員が、十分な研修を受けることもなく、係長相当の職位で派遣されたとしても、この者に、派遣先の上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるものであろう。」(第9章 p 45)

② 国土交通省の統計部局の見解

○ 各府省が実施している統計調査の結果数値等に誤りがあり、訂正の公表を行った場合、統計調査実施課室は、統計分析審査官に誤りの概要や再発防止策等をまとめて報告することとなっています。

○ 本事案については、結果数値等の訂正事案として公表しておらず、統計調査実施課室から報告がなかったものと承知しています。

・ 今回の事案のトップへの報告や対応状況

国土交通省報告書から抜粋

・・・

課長への報告・相談は令和元年12月24日に、政総審への報告・相談は仕事納め当日の同月27日となった。室長らが、課長及び政総審に、本件合算問題及び本件二重計上問題を報告し、対応を相談したのは、このときが初めてであり、しかも、どのように対応するかの結論は、年内には出なかった。

イ 令和2年1月6日～同月下旬頃

本件統計室内における室長の対応能力等に問題ありと判断した課長は、本件合算問題及び本件二重計上問題の検討を主導するようになり、仕事始め当日の令和2年1月6日及び翌7日、室長、企画専門官及び担当課長補佐らと話し合い、

① 都道府県に対して、過月分合算処理を取りやめるよう指示を出す

② 令和2年1月31日までに、平成30年4月分から同年12月分までの公表数値の検証作業を行うとの方針を決め、政総審の了承も得た。

ウ 令和2年1月末頃～同3月

(ア) 会計検査院は、その後も都道府県に対する調査を続け、令和2年1月中には、本件指示メールを確認している。このような調査結果も踏まえ、会計検査院は本件統計室に対する調査も開始し、本件統計室と会計検査院の間で複数回の打合せがなされ、また、国交省からは同打合せでの宿題事項に対する回答がなされた

(イ) 本件統計室は、会計検査院から本件統計室に連絡があった直後から、課長及び政総審を交え、対応を検討している。同室内では、本件合算処理に問題があると認識していることをそのまま述べるべきであるとの意見を述べる者もいたが、結局、都道府県に対する合算処理の取りやめ指示は統計の精度向上の一環として取扱いを見直したものであって会計検査院の調査を理由に取りやめさせたわけではないとのスタンスで打合せに臨むこととなった。

・ 今回の事案における相談制度活用の状況、今後の在り方

国土交通省報告書から抜粋

イ 第8回評価分科会に先立つ総務省とのやりとり

第8回評価分科会に先立つ令和2年9月17日、政総審からの指示を受け、室長が総務省統計委員会担当室の政策企画調査官らと面談を行っている。同面談において、建設工事施工統計の欠測値補完の話題に続けて、建設受注統計についても話が及び、暫定値と確定値を公表する2段階公表化について相談した可能性はうかがわれるが、ここにいう「2段階公表」とは、単に過月分調査票の数値を後日確定値として公表するという意味合いと解され、本件合算問題を正確に説明したとは読み取れない。本件合算問題について評価分科会で審議をすることについても「評価分科会で扱うテーマになじむかと言われると、欠測値補完とは異なる内容である」とコメントされている。

同年10月15日、本件統計室専門調査官及び係長は、室長の指示の下、総務省政策統括官付副統計審査官らと事前の打合せを行っている。本件統計室側出席者が後に作成した資料の中には上記副統計審査官が合算処理を問題視しなかったかのような記載も存在するが、同打合せにおいて、どの程度具体的に本件合算処理による本件二重計上問題を説明したかは必ずしも明らかではなく、同打合せに同席した係長は、総務省がはっきりと問題ないとは述べてはいなかったと供述している。

総務省報告書から抜粋

政策統括官や統計委員会への報告についての対応を含めた室内における必要なコミュニケーション（関係者への報告、連絡、相談）に目詰まりが生じ、また、政策統括官室内が組織・意識ともに縦割りになっていたことが要因と考えられる。

②各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定

各府省が、政策統括官室のどの担当に相談すべきかわからないときに一元的に相談できる総合窓口を設定し、その相談内容は、当該窓口が、漏れなく担当に割り振り、対応状況をフォローアップする。また、個別の担当が受けた各府省からの相談の内容も、当該窓口へ情報を集約し、対応に漏れがないか確認を励行すべきである。

③個別統計に関する情報の集約・管理・活用

上記②の総合的窓口の的確な運用に資する観点から、個別統計に関する情報（基礎情報、メタ情報、審査・委員会審議等の経緯情報に加え、誤りの発生状況、今後の課題、各種相談結果等の情報を含む。）を各府省の協力も得て集約・管理し、当該情報を各府省への支援に横断的に活用することで、特に、トップリスク事象の発見・対処を促進し、縦割り的な対応を改善すべきである。

○ 国土交通省報告書提言への現時点での国土交通省の取組方針

・ 二重計上が生じている期間の遡及推計の方針、実施完了時期の見通し

1/16 統計委員会国土交通省資料から抜粋

- 現存するデータで、いつまで遡及して、復元できるのか。
 - ・ 現状、どんなデータがいつの期間について保存されているのか（調査票の表面だけでなく、裏面の保存状況はどうか）
 - ・ 集計の中間データ、補助的なデータ等は保存されていないのか

①検証委員会報告書の記載

「平成31年4月分から、過月分を除外した推計値が算出できると考えられる。書き換えられていない本件調査票が残存していない期間については、本来の数値に基づいて直接

推計することは困難と考えられるが、平成31年4月からのデータを活用した上、一定の仮定を置くなどし、書き換えられていない本件調査票が残存していない期間の数値を推計することは、不可能ではないと判断される。国交省は、本件二重計上が生じている期間の建設受注統計調査については、そのような推計によって遡及的に改定を行って公表することが望ましく、それに向けて努力をすべきである。」(第8章4、p44)

②国土交通省の統計部局の見解

- 紙の調査票は平成28年度分から書庫に保存されていること、これ以前の紙の調査票については処分して残っていないことを確認しております。
- また、調査票を読み込んだ電子媒体は建設工事統計調査規則をH21年3月に改正する前は保存期間が2年でしたが、H21年度からは永年保存となっています。H21年度以降のデータは保存を確認しています。なお、このデータには、紙の調査票の裏面に記載されている個別工事の額が含まれますが、OCR読み取り欄以外の記載事項は保存されません。
- H16年6月に開始したオンライン調査票の場合、紙の調査票に記入する情報のすべてが記載され、H21年度分より永年保存されています。
- 紙で保存されている調査票のうち、令和元年11月分までは都道府県において過去月分を合算し、書き換えた後の調査票です。
- 令和元年12月分以降は、都道府県において従来の合算処理と書き換えをせずに調査票を提出するよう依頼したうえで提出されたものですが、一部都道府県で合算処理と書き換えが継続していた可能性があります。

1/26 統計委員会国土交通省提出資料から抜粋

●「復元措置に関する検討会議(仮称)」を立ち上げるとのことだが、いつ、どのような体制で立ち上げるのか。その作業スケジュール、目標とする成果、処理内容(見込み)はどのようになっているか。いつまでに、どのような結果を出すのか。建設総合統計の推計しなおしも含むのか(建設工事受注動態統計の遡及改訂はできるだけ早期に結果を出すべき。また、建設総合統計も同様に行うべき。)

- 今月20日に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」(座長:美添泰人青山学院大学名誉教授)を設置し、昨日(25日)、第1回検討会議を開催いたしました。
- 本検討会議では、統計の有識者にご参画いただき、統計の信頼回復に向けて、建設工事受注動態統計調査を適正な姿にすべく、検討頂くこととしております。
- 具体的には、残存する調査票の精査方法や、二重計上の影響が生じている期間の数値の推計方法等について検討頂いた上で、建設工事受注動態統計調査の遡及改定の手法等について、総務省や統計委員会にもご相談したいと考えております。
- 今後、統計の有識者のご意見を伺いながら、本年5月に予定している、令和3年度分の建設工事受注動態統計調査の公表までに、統計の信頼回復に向けた一定の結論を出すべく、早急に検討を進めて参ります。

・その他の提言への取組の見通し

○ 統計委員会報告書と国土交通省報告書の関係

〔 統計委員会報告書の精査を国土交通省報告書の精査から得られる知見も通じて実施 〕

○ 国土交通省の検討会で更に対応すべきことが明らかになったもの

○ 政府全体で取り組むべきもの等

- ・ 統計委員会報告書及び国土交通省報告書の提言、その他
今回の事案を踏まえて政府全体として取り組むべきもの

国土交通省報告書から抜粋 第7章 再発防止策（提言）

① 業務過多の解消

本件各問題の背景には、本件統計室における慢性的な業務過多があったものと考えられる。そして、その業務過多は本件統計室への所属人員の数の問題ではなく、必ずしも十分に業務を遂行できない職員も配置されていた結果、一部の職員に業務が集中するという形で生じていたものと考えられる。

そのため、見せかけ上の所属人員の数ではなく、業務を遂行するために必要十分な数の人材が適切に配転されるという形で的人员配置を行い、業務過多の解消を行うことが必須と考えられる。また、上記のような過去の人員配置の背景には、人事政策における統計業務の軽視があるように見受けられるところ、統計業務の重要性を認識した上での人員配置がなされるべきである。

また、システムの不備を労働力（職員の業務量）で補填するという発想も業務過多に繋がっていると考えられる。そのため、システムの不備を発見した際には適切な予算措置を行い、労働力ではなく、システムの改修が行われるべきである。

② 統計を統合的に理解する職員の配置

本件合算問題及び本件二重計上問題の背景には、建設受注統計について、制度設計（見直しを含む）を行う者と集計の実務を行う者の間に情報の分断があったと考えられる。

そこで、建設受注統計を含む統計一つ一つについて、集計から制度設計までを統合的に理解する職員を配置し、情報の分断を防ぐべきである。

もっとも、ある統計を統合的に理解する職員は新設の職員である必要はないが、上記①のとおり、本件統計室は慢性的な業務過多になっている以上、現職職員の一人をこのような職員として位置付ける場合、その分、現在担っている業務内容を削減する必要はないことは言うまでもない。

また、集計方法を含めた業務マニュアルが作成されていれば、制度設計を見直す者においても、当該マニュアルを確認することで具体的な集計方法を把握することができ、制度設計の見直しに活用できるのであって、集計方法も含めた業務マニュアルの作成も重要である。

③ 職員の専門知識の習得

本件合算問題及び本件二重計上問題の背景には、本件統計室の職員が統計についての十分な知識を有していないことがあると考えられる。

そこで、統計に関する十分な知識を習得する機会を設けるべきである。

また、人事政策としても、一度統計に関わったことがある者が再度統計に関わるようにすべきであり、とりわけ、本件統計室の室長には、統計に関する十分な知識・経験を有する職員が就任することを原則とすべきである。

④ 専門家との相談体制の構築

本件各問題の背景には、本件統計室の職員に、統計に関する疑問や問題を気軽に相談できる専門家がいけないという問題があると考えられる。

そこで、統計の専門家（例えば、若手研究者が考えられる。）を本件統計室のアドバイザーに任命し、定期的（月に1回程度）に打合せを実施し、統計に関する疑問や問題を気軽に相談する体制を構築することが考えられる。

他の府省庁においては、学識経験者が参加する基幹統計に係る研究会を恒常的に開催しているところもある。そのような恒常的な研究会でなくとも、大学の助教クラスの若手研究者等から、1名程度を統計のアドバイザーとして任命し、定期的に、本件統計室全員で専門的な助言を仰ぎ、意見交換する機会を持つことは非常に有用である。本件統計室にあっては、統計学の専門的な知識を享受できることに加えて、日常の業務で発生した問題や疑問に対してサポートしてもらえるとという利益がある。一方、若手研究者等にとっては、統計の現場を知ることを通して研究分野を広げることにつながり、統計実務に造詣を深める過程で、その助言は一段と的確なものとなり、建設統計、ひいては公的統計のさらなる発展に大きく寄与することが期待される。

⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

本件における事後対応が不適切となった背景には、問題発見時の対応方法が不明確であり、かつ、問題の発見が現職職員の不利益になるという構造が存在する。

そこで、問題発見時の対応方法を事前に定め、明確化すべきである。また、問題の発見と解決を奨励する風土を形成し、問題を発見した者が人事上も不利益を受けなくする（むしろ、問題を発見し解決した者が人事上プラスに評価されるようにする）ことも必要と考えられる。

総務省精査報告書から抜粋

Ⅱ 求められる今後の対応

2 早期に具体化すべき取組

① 「対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援

今回の問題、特に、いわゆる「二重計上」の問題の認識後の対応においては、すでに「誤り対応ルール」が存在するにもかかわらず、それが確実に履行されていないことは極めて遺憾である。このルールでは内閣官房が中心的な役割を担っているがその周知徹底は、内閣官房ひとりの仕事であるといった認識に立つことなく、例えば、政策統括官室の業務遂行上、誤りのおそれを発見した時には、各府省に対してその問題に関する詳細な情報提供を求めるとともに、ルールに沿った対応を促すなど、ルールの確実な履行に向けた助言・支援を強化すべきである。

② 各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定

各府省が、政策統括官室のどの担当に相談すべきかわからないときに一元的に相談できる総合窓口を設定し、その相談内容は、当該窓口が、漏れなく担当に割り振り、対応状況をフォローアップする。また、個別の担当が受けた各府省からの相談の内容も、当該窓口で情報を集約し、対応に漏れがないか確認を励行すべきである。

③ 個別統計に関する情報の集約・管理・活用

上記②の総合的窓口の的確な運用に資する観点から、個別統計に関する情報（基礎情報、メタ情報、審査・委員会審議等の経緯情報に加え、誤りの発生状況、今後の課題、各種相談結果等の情報を含む。）を各府省の協力も得て集約・管理し、当該情報を各府省への支援に横断的に活用することで、特に、トップリスク事象の発見・対処を促進し、縦割りの対応を改善すべきである。

④ 誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善

個別の統計におけるヒューマンエラーを皆無にすることは難しく、その防止に取り組むことと併せて、エラーを早期に発見し、その影響を極小化できるようにすることが重要である。これと同時に、エラー発見時における対応の透明性を高めるよう継続的な努力が必要である。このため、各府省の個別統計やそれに関する情報と接する機会が多い政策統括官室の各担当が、端緒情報を早期に把握し、これを関係部門に伝え、適切に対応することができるよう、業務マニュアルを整備・改善すべきである。

⑤ 研修の充実

タスクフォースの調査では、政策統括官室を始め、統計部門に配属される職員は必ずしも統計知識に精通しているわけではないことが確認された。今回のような事案に適切に対処するには、実務を担当する職員が統計に関する十分な基礎知識を持ち、公的統計を担う強い責任感と高い問題意識を持って業務に当たること、誤り等をより早期に発見し、対処することが可能となる。このため、政策統括官室を始め、国及び地方公共団体の統計業務に携わる職員に対し研修を広く積極的に行うことが必要である。

すでに令和3年度から、統計研究研修所において、初任者から幹部に至るまでのレベル別研修が開始されており、そのような研修には今回の事案の教訓等を反映させ、類似事案の再発防止に努める必要がある

3 今後の検討課題

① 統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するような意識改革と、それを確実な業務に繋げる仕組みの改革の実現

政策統括官室の全職員が、各府省の「統計公表数値の誤り」や「統計マイクロデータの消失」が、「統計公表ができなくなる」と同様にトップレベルのリスク事象であるという意識を共有すること、また、各府省の統計部局の中核的立場を担う者として、トップレベルのリスク事象の発生、またはその可能性に気づいた場合、そのリスク事象に立ち向かう責任を自覚し、平常業務とは異なる特別なリスクマネジメントを確実に行う仕組みが必要である。

② 見える化状況検査の再開とその活用

各府省の統計調査の質（精度等）に関する情報公開の標準化を推進し、質に対する各府省の関心を高めるとともに、ユーザビリティを向上し、また、どの統計の公表数値の精度などに問題があるかを総務省政策統括官室から見える化し、どの統計調査に対して重点的な技術的サポートを行うべきかを判断できる仕組みが必要である。

③ 統計作成プロセス診断の有効性の強化

令和3年11月から試行を開始した総務省統計監理官による各府省の統計作成プロセス診断において用いられる「統計作成プロセスに対する要求事項」について、今回事案と類似するリスクを診断で検出し、リスク表出化を未然防止できるようにブラッシュアップすることが有効と考える。

④ 既存の統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化

政策統括官室による公的統計におけるリスク事象の回避を意識したリスクベース審

査や、総務省公的統計の中核 4 機関（政策統括官室、統計局、統計研究研修所、(独)統計センター）による統計作成プロセスに関するサポート体制の有効活用に向け、各府省に働きかけを行うなど、実効性をより高めるべきである。

⑤ 政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上

質の高い統計を作成するには、統計学、情報システムなど公的統計に必要とされる様々な知識・経験を有する多様な人材を質・量ともに確保することが必要である。

統計人材の確保・育成については、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会)では、今後の公的統計作成については、原則として「統計アナリスト」、「統計アナリスト補」といった有資格者が中心となるべきことが示されている。今回の事案の分析を基に、これら有資格者が質の高い統計作成を行っていくとともに、誤った統計を作成しない力量や倫理感を育成する必要がある。統計の基本的知識の理解を高め、統計に関する意識等を向上していくための研修を実施するなどにより、全府省の職員において、また、統計の実査を担当する地方公共団体の職員においても、その力量等の体系的育成を加速すると共に、①～④の課題への取組を実効性あるものとするためにも、公的統計の作成・アドバイスのみならず政策統括官室による審査業務にも有資格者が含まれる体制の確立を目指すことが有用と考える。

また、政策統括官室と各府省及び地方公共団体との間の連携、官民交流及び官学交流を強化し、円滑な情報流通を確保するため、既に進められている総務省職員の統計分析審査官としての派遣など、各府省・地方公共団体の統計部門との間の人事交流を促進する必要がある。

・ 導入に向け検討中の総務省の統計作成プロセス診断の有効性の強化（自己診断と第三者診断の有効な組み合わせ方策）

総務省精査報告書から抜粋（再掲）

II 求められる今後の対応

2 早期に具体化すべき取組

④ 誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善

個別の統計におけるヒューマンエラーを皆無にすることは難しく、その防止に取り組むことと併せて、エラーを早期に発見し、その影響を極小化できるようにすることが重要である。これと同時に、エラー発見時における対応の透明性を高めるよう継続的な努力が必要である。このため、各府省の個別統計やそれに関する情報と接する機会が多い政策統括官室の各担当が、端緒情報を早期に把握し、これを関係部門に伝え、適切に対応することができるよう、業務マニュアルを整備・改善すべきである。

3 今後の検討課題

③ 統計作成プロセス診断の有効性の強化

令和 3 年 11 月から試行を開始した総務省統計監理官による各府省の統計作成プロセス診断において用いられる「統計作成プロセスに対する要求事項」について、今回事案と類似するリスクを診断で検出し、リスク表出化を未然防止できるようにブラッシュアップすることが有効と考える。

・ 統計アナリスト等の研修の現状と今回事案への対応

総務省精査報告書から抜粋（再掲）

II 求められる今後の対応

2 早期に具体化すべき取組

⑤ 研修の充実

タスクフォースの調査では、政策統括官室を始め、統計部門に配属される職員は必ずしも統計知識に精通しているわけではないことが確認された。今回のような事案に適切に対処するには、実務を担当する職員が統計に関する十分な基礎知識を持ち、公的統計を担う強い責任感と高い問題意識を持って業務に当たることで、誤り等をより早期に発見し、対処することが可能となる。このため、政策統括官室を始め、国及び地方公共団体の統計業務に携わる職員に対し研修を広く積極的に行うことが必要である。

すでに令和 3 年度から、統計研究研修所において、初任者から幹部に至るまでのレベル別研修が開始されており、そのような研修には今回の事案の教訓等を反映させ、類似

事案の再発防止に努める必要がある

3 今後の検討課題

⑤ 政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上

質の高い統計を作成するには、統計学、情報システムなど公的統計に必要とされる様々な知識・経験を有する多様な人材を質・量ともに確保することが必要である。

統計人材の確保・育成については、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会)では、今後の公的統計作成については、原則として「統計アナリスト」、「統計アナリスト補」といった有資格者が中心となるべきことが示されている。今回の事案の分析を基に、これら有資格者が質の高い統計作成を行っていくとともに、誤った統計を作成しない力量や倫理感を育成する必要がある。統計の基本的知識の理解を高め、統計に関する意識等を向上していくための研修を実施するなどにより、全府省の職員において、また、統計の実査を担当する地方公共団体の職員においても、その力量等の体系的育成を加速すると共に、①～④の課題への取組を実効性あるものとするためにも、公的統計の作成・アドバイスのみならず政策統括官室による審査業務にも有資格者が含まれる体制の確立を目指すことが有用と考える。

また、政策統括官室と各府省及び地方公共団体との間の連携、官民交流及び官学交流を強化し、円滑な情報流通を確保するため、既に進められている総務省職員の統計分析審査官としての派遣など、各府省・地方公共団体の統計部門との間の人事交流を促進する必要がある。

・ 基幹統計調査の遅延調査票の集計プロセスでの扱い

・ 基幹統計調査における欠測値補完と復元処理の実施状況、及び同処理の変更時の集計システムの設計レビューの状況（システムへの影響の確認状況）

国土交通省報告書から抜粋

2 間接的な原因

平成 22 年から平成 23 年 10 月にかけての推計方法の見直しの過程で、本件統計室課長補佐以上の者が本件二重計上問題を認識できなかったのは、建設受注統計調査の集計等の実務を担当していた本件統計室の係長以下の者と、欠測値の推計による補完方法を検討していた課長補佐以上の者の間で十分な情報共有がなされておらず、いわば情報の分断が生じていたことにあると考えられる。ここでも合算問題と同様に、集計作業は係員以下の現場作業で、室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていたという分業意識が背景にあったと考えられる。

② 統計を統合的に理解する職員の配置

本件合算問題及び本件二重計上問題の背景には、建設受注統計について、制度設計（見直しを含む）を行う者と集計の実務を行う者の間に情報の分断があったと考えられる。そこで、建設受注統計を含む統計一つ一つについて、集計から制度設計までを統合的に理解する職員を配置し、情報の分断を防ぐべきである。

もっとも、ある統計を統合的に理解する職員は新設の職員である必要はないが、上記①のとおり、本件統計室は慢性的な業務過多になっている以上、現職職員の一人をこのような職員として位置付ける場合、その分、現在担っている業務内容を削減する必要があることは言うまでもない。

また、集計方法を含めた業務マニュアルが作成されていれば、制度設計を見直す者においても、当該マニュアルを確認することで具体的な集計方法を把握することができ、制度設計の見直しに活用できるのであって、集計方法も含めた業務マニュアルの作成も重要である。

○ その他

1/16 統計委員会国土交通省提出資料

- 遅延提出された調査票を用いて、再集計（遡及）して統計を訂正することもできると考えられるが、なぜ、そうしなかったのか。
また、現時点まで、遅延提出された調査票の取り扱いに関する対応方法についての内部での協議はなかったのか。

①検証委員会報告書の記載

＜再集計（遡及）しなかった理由＞

「過月分調査票を公表済みの統計に遡及的に組み込むことは実務上困難であった。」

（第4章 第2 1 ウ、p 15）

「通常業務ルーティン外で正しい月の集計結果に反映させる方法を検討すべきだったと考えられる。…本件統計室は、通常業務をこなすだけで手一杯となっており、…人的物的余裕がなかったため、本件合算処理の是非を検討し、これを見直す機会もないまま、それが続けられた…」（第6章 第1 1、p 38-3 9）

＜遅延提出された調査票の対応方法に関する内部での協議＞

「平成 31 年 4 月、本件統計室に新任課長補佐が着任したが、当該担当課長補佐は、着任後まもなくして、本件合算問題に気付いた。

担当課長補佐は、さらに、担当係長から令和元年 5 月 16 日開催予定の全国説明会の配付資料の事前提出を受け、これをチェックしたところ、手引き中に本件合算処理を説明したページがあることに気付き、担当係長に対し、当該ページは削除すべきではないかとの問題意識を伝えた。これを受け、担当係長は、手引きから当該ページを削除するとともに、「建設工事受注動態統計調査にかかる毎月の作業について」と題する配付資料における「調査対象業者が複数月分（過去分と当月分）をまとめて提出してきた内、「実績あり」が1ヵ月でも含まれている場合は、全ての調査票を重ねて「実績あり」に分類してください。」との記載を「調査対象業者から複数枚提出があり「実績あり」が1枚でも含まれている場合は、全ての調査票を重ねて「実績あり」に分類してください。」との表現に変え、全国説明会でも同様に説明した。」（第4章 第2 5 ア、p 22）

②国土交通省の統計部局の見解

- ご指摘のような観点から、今年度から開始した新たな推計手法の下では、後に提出のあった過去月分を適切な月に正確に反映させることを目的として年度報の公表時に遡及改定を行うこととしており、令和3年度の数字について今年秋の公表を予定しておりますが、今後、報告書を受けて立ち上げることとなる受注動態統計調査の復元措置に関する検討会議（仮称）において検討してまいります。

- 調査対象から提出された調査票の保存のしかたに問題はなかったのか。また、調査票の保存期間はどのくらいとしていたか。

①検証委員会報告書の記載

「②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた」（第5章 第1 1 ア、p 32）

②国土交通省の統計部局の見解

- 調査票情報等の文書を行政文書ファイル管理簿に登録していない又は内閣府に廃棄協議を行わずに廃棄している等の公文書管理上の問題があることも判明しました。
- 今後、国土交通省として適切な再発防止策を検討するため、事務次官をヘッドとし、有識者も入れたタスクフォースを設置し、公文書管理の観点も含め、再発防止策の検討及び所管統計の点検を行ってまいりたいと考えています。

- 調査票の裏の個別案件のデータも書き換えられたのか。

①検証委員会報告書の記載

「甲調査及び乙調査の調査票に記載されている個別工事の完成予定年月が受注月よりも前の月になっているものについては、本件統計室が、事業者を確認せずに、完成予定年月を受注月に修正する運用を行っていたことが確認された。これにより毎月の出来高に加工して、これを反映する建設総合統計に影響が生じるおそれがある。

この問題も、本委員会の調査対象事項ではないため、本委員会において詳細な調査は行っていないが、上記のような運用が行われていた理由や上記運用の発見後の対応の妥当性、その影響の程度については、国交省において調査し、公表すべきである。」（第8章 3、p 44）

②国土交通省統計部局の見解

- 報告書を踏まえ、詳細については、再発防止に向けた検討・検証の場で調査してまいります。

- 書き換えの中止について、なぜ、公表しなかったのか（問題発生の際の情報の提供のあり方）。

① 検証委員会報告書の記載

「また、令和 3 年 6 月（同年 4 月分）の公表の際の「建設工事受注動態統計調査の推計方法の変更について」の説明文では、過月分調査票の扱いについては、「翌月に実績があったものとして計上している。」と記載しているが、前月分のみを合算していたのは令和元年 12 月分からのことで、それ以前は、複数月分を合算していたことは明らかにしていないし、合算した数値が二重計上になっていたことも明らかにしていない。」（第 5 章 第 3、p 38）

② 国土交通省の統計部局の見解

- 当時の資料等を確認したところでは、その理由について明確に記載されたものは見つかっておらず、把握できておりません。

1/26 統計委員会国土交通省提出資料

- e-stat によると、速報は 2019 年 2 月を最後に公表が停止されているが、これはどのような事情によるものか。例えば遅延分の調査票を除いたものを速報とし、含むものを確報とするなどの対応はとれなかったのか。

- 調査計画では調査期日の翌々月の 10 日前後を公表の期日としているところですが、2019 年 2 月分までは、速報を翌月末に公表した上で、確報を翌々月の 10 日前後に公表しておりましたが、当時の担当者への確認によれば、速報へのニーズが必ずしも高くないこと等から、速報の公表を中止したと承知しています。

- 「建設受注統計調査以外の統計について、調査票が遅れて提出されることはない。」とある。他統計では遅れて提出されたことは無いのか、また万一そのようなことが起きたときの処理について対応が定められているのか教えて頂きたい。

- 検証委員会報告書において、当時、会計検査院に対して、「建設受注統計調査以外の統計について、調査票が遅れて提出されることはない。」と回答している旨の記載があり、現在、事実関係について確認中です。